



# 電動車いすの安全な乗り方

## これからも安全に快適に使用していただくために!

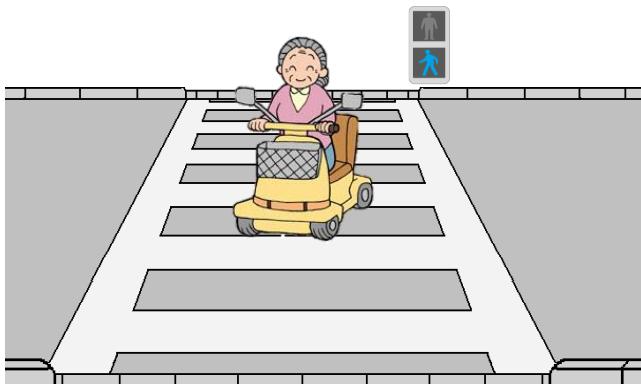
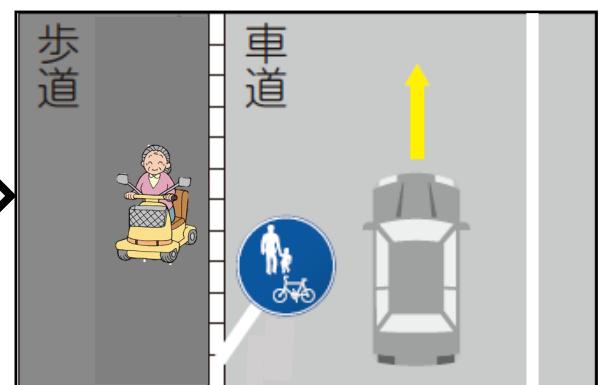
県内では、電動車いす（シニアカー）利用中における交通事故が発生しています。

電動車いすは、道路交通法では「歩行者」です。

「歩行者」としての交通ルールを守り、電動車いすを安全に利用しましょう。

### ① 歩道のある道路では必ず歩道を通行しよう。

歩道がない道路では自動車等に注意して右側の路側帯を通行しましょう。歩道も路側帯もない道路では自動車等に注意して右側通行をしましょう。歩道の段差や縁石などに引っかかると、転倒する危険性もあるので注意しましょう。

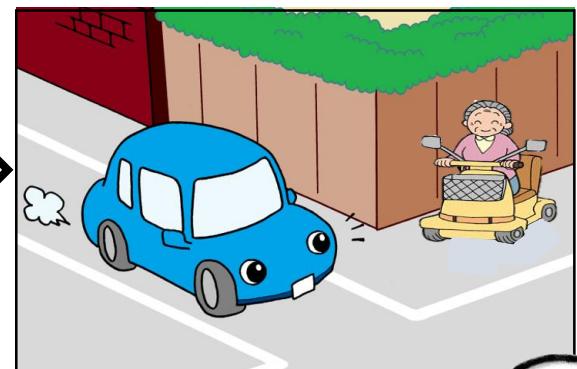


### ② 横断歩道や信号機のある交差点では

必ず横断歩道を利用し、横断するときは左右の安全を確認してから横断しましょう。電動車いすは「かけ足」ができません。信号が「青」でもタイミングによっては次の「青」まで待ち、安全に横断しましょう。

### ③ 交差点では一時停止と安全確認を確実に

- ・ 見通しの悪い交差点では、手前で一時停止
  - ・ 自動車から見える位置で一時停止
  - ・ 車道が良く見える位置で一時停止
- 3回の停止で安全を確認してから横断しましょう。



電動車いすには、一定の幅があります。歩行者や車両等とぶつからないよう一定距離を置いて通行し、交通事故を防ぎましょう。



岐阜県警では交通安全情報を配信しています!

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>  
 交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>  
 X (旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析